

1 2 標識（政令第 2 0 条関係）

政 令	条 例
第二十条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト

施設等	チェック項目	
標識 (政令第 20 条)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に存在を表示する標識を見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか（日本産業規格 Z 8 2 1 0 に適合しているか）	

〔解説〕

チェックリスト①②（政令第 20 条）

○政令第 20 条中「国土交通省令で定める」とは、次のとおり。（平成 18 年 12 月 15 日付 国土交通省令第 113 号（参考資料 P72））

- ・高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
- ・当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

○高齢者や障がい者等への配慮がなされた設備や部分（便所やエレベーター等、駐車施設）の付近に、移動等円滑化の措置が図られていることがわかるよう、高齢者、障がい者等の見やすい位置に、表示すべき内容が容易に識別できる標識（国土交通省令第 113 号により、JIS Z 8210 に定められている内容のものは、当該 JIS 規格に適合するものでなければならない）を設けなければならない。

○標識は『建築設計標準 P2-168「標準案内用図記号」』を参考とする。

（標識の色や大きさ等については、JIS Z 8210 の解説による。）

（参照 案内用図記号（JIS Z 8210）（参考資料 P136））

参 考

〔法逐条解説〕 政令第 2 0 条：P 5 1

〔建築設計標準〕 2. 1 4 G 案内表示：P 2－2 5 6～P 2－2 6 5